

## 書評

井上彰著

### 『正義・平等・責任——平等主義的正義論の新たな展開』

(岩波書店、2017年)

玉手 慎太郎

#### 1. はじめに

本書は、本邦における分析的政治哲学の研究をその先頭に立って牽引してきた井上彰氏の、長く待ち望まれた単著である（以下、敬称略）。これまで井上はロールズ以来の分析的正義論の領域の、とりわけ責任概念と平等の関係を論じる「運の平等論」の専門家として多くの緻密な論文を、日本語・英語を問わず世に出してきた。その主張がまとまった形で展開された本書は、この領域のさらなる発展に資する重要な貢献である。

分析的政治哲学はこれまで、平等主義リベラリズム、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムといった様々な立場の間の論争によって特徴づけられてきた。それゆえ本書もまた、井上のコミットする何らかの特定の政治哲学的立場が提示され、他の立場に対するその優位性が論証されるのだろうと当然期待された。しかしながら、本書の主目的はそこにはない。むしろ井上が本書で試みるのは、これまでの分析的政治哲学において当然の前提とされてきた「平等」という価値を、改めて規範的に根拠付けることにある（そしてその過程で彼の立場もまた示されることになる）。

#### 2. 本書の構造

とはいえ、平等の価値の根拠付けをいまさらになって試みる必要があるのか、そんなものはとっくの昔に済んだ問題なのではないかと、そう読者は訝しむかもしれない。しかしそうではない、ということを示すのが第1章である。

井上によれば、ロールズ『正義論』以前に、英米圏では平等の価値や意味を問う「分析的平等論」が存在し、活発に議論されていた（二節）。その上で登場し大きな影響力を持ったロールズの『正義論』は、しかし実は平等の道徳的基礎については正当化しておらず、その価値を端的に前提して

いる。ロールズは原初状態を道徳的基礎の表現とし、そこで導出される原理が正義に適うと考えるが、ロールズは「原初状態の当事者が平等であると想定することは、適理的であるように思われる」と想定しているにすぎない<sup>(1)</sup>。そのように平等の基底性を端的に前提して正義論を展開するロールズのアプローチは、その後広く受け入れられ、それゆえ平等の価値や意味については問われることがなくなった。このことを井上は問題視する（三節）。そしてさらに、現代では再び平等の価値や意味が問われるようになってきていると井上は指摘する（四節）。

第2章ではロナルド・ドゥオーキンの主張について検討される。ドゥオーキンは法体系の正しさを解釈する基礎として「平等な尊重と配慮」を位置付け、それがさらに、人々の生は等しく重要である（平等な重要性）、および生の責任は最終的には当人にある（特別責任）という二つの原理によって支えられているとする。しかし、初期には「平等な尊重と配慮」をただ基底価値として前提するだけであり、また晩年の『ハリネズミの正義』でも日々の解釈実践の中で正当化されると述べられるのみであって、いずれも正当化されているとは言えないと井上は指摘する（二・三節）。ドゥオーキンはまた、仮想保険を伴う資源平等論が上の二つの原理を最もうまく調和させると論じるが、他の立場との対峙がないため、このこともまた論証が不十分であると井上は批判する（四・五節）。

第3章の検討対象は左派リバタリアニズムである。左派リバタリアニズムは、自己所有権テーゼを中心に正義を完全義務の体系として立てる点でノージックを継承しつつも、他方で原始取得を制約する「ロック的但し書き」を平等主義的に解釈することで、リバタリアニズムに平等促進性を組み込むことが可能だと考える立場である（二節）。しかし原始取得の平等性のみでは、人々の十分な自発性を担保するために必要な他の条件（別の適理的な選択肢の存在など）が見落とされ、また不確実性に対応できないとして、左派リバタリアニズムは平等主義的正義論として限界を有すると井上は結論する（三節）。

第4章ではさらに本格的に平等の価値が考察される。井上はまず、平等は個人への影響から独立した非個人的価値を有しているとするラリー・テムキンの議論に説得力を認めつつも、彼のように責任を考慮して相応しい不平等とそうでない不平等を区別すれば平等主義的とは言えない分配・政策を導く余地が生まれてしまうと批判する(二・三節)。それに対し、人間が帰結に対して完全なコントロール可能性を有していることはありえないとして責任構想を平等論から切り離し、その上で完全な平等を要求するイングマール・ペアションの議論が取り上げられ、一定の説得力があるものの、平等になぜ価値があるのかを提示していないこと、および責任構想の解釈が狭すぎることを批判する。以上の検討を受けて井上が提示するのが、「宇宙的価値としての平等」である。これは、純粋理念としての等しい関係性を、正義の一般性・世俗性を超えて永遠に価値を持つものとみなすという意味で「宇宙的」な価値とする主張である。それは他の価値(個人的責任など)あるいは現実的制約が平等からの逸脱を要請するときに、正義の構想を平等の方に引き戻すシグナルを出すものと位置付けられる(四節)。

以上のような平等の究極的な価値付けを受けて、第5章ではそれに整合するような責任のあり方について考察される。通常、決定論と責任構想は両立しない(帰結が当人のコントロールの外で決定されているなら責任を問うことはできない)とされており、ロールズもまたそれを理由として責任構想の正義論への取り入れを否定している(二・三節)。しかし井上は、人間の「合理的能力」に基づいた責任構想であれば、決定論と両立する形で責任を帰属させることができると主張する。そのような責任構想は、合理的能力の程度に応じて責任の程度を変化させ、また人間の合理的能力が完全であることは滅多にないことを認めるため、個人の責任を根拠として過酷な分配を要求するものとはならない。それゆえ、平等主義的正義論の責任構想として相応しいとされる(四節)。

かつてアマルティア・センが論じたように、「要約するという行為は、どのようなものであっても究極的には野蛮なもの」<sup>(2)</sup>であり、ここでもまた

井上の主張のいくつかの要素を取りこぼし、過度の単純化を行っていることは間違いない。とはいえ本書が多くの魅力的な論点を持っているからこそ、おおまかな見取り図が有益になってくこともまた確かであろう。上の整理が本書の全体像の理解に資すれば幸いである。

それでは以下、さらなる議論の発展の一助となることを願い、いくつかの疑問点について論じさせていただきたい。

### 3. 疑問1: どのレベルの平等を問うのか

第1章において井上は、平等という価値の基底性について、それが十分な正当化のないまま前提されている現状を批判する。その際、いかなる規範理論も平等を前提していると主張する論者として批判されるのが、アマルティア・センとウィル・キムリッカである(本書1-2頁)。しかし気をつけなければならないのは、彼らとその文脈で言及する平等とは、平等な分配ではなく、人々の平等な取り扱いだということである。

センによれば、財の平等な分配を強く否定するリバタリアニズムもまたある意味で平等に価値をおいている。というのも、彼らが平等な財の分配を否定する理由は、絶対的な所有権をすべての人に等しく認めるべきだということにあるからである(逆に言えば、平等主義的な再分配は富裕層に限って所有権の侵害を認める点で、不平等な取り扱いをなすものであることを彼らは批判する)<sup>(3)</sup>。キムリッカも同様に、あらゆる理論が平等主義的だというのは「所得の平等な配分を支持する理論を意味するものとするれば、明らかに誤り」であり、あくまで「人々を「平等者として」処遇するという考え方」においてである、と述べている<sup>(4)</sup>。彼らが批判されているということは、井上はここで、平等な取り扱いという(より基底的な)意味での平等の価値の問い直しを試みていることになる。

井上は、近年における平等の基底性の問い直しの例として、ハリー・フランクファートの充分主義とデレク・パーフィットの優先主義を挙げる(本書30-36頁)。しかし上の議論を踏まえると、これは奇妙である。充分主義も優先主義も、人々の平等な取り扱いという意味においては、やはり平

等に価値をおいている。充分主義は、平等な分配ではなくすべての人の生活水準がある特定の閾値を満たすような分配こそ望ましいとするものであるが、閾値を満たすことの価値はすべての人に等しく認められる。優先主義も、平等な分配ではなく人々の境遇に応じて優先度を付した分配こそ望ましいとするものであるが、等しい境遇には等しい優先性を与える。いずれも平等な分配を問い直すものであって、人々の平等な取り扱いについて批判しているわけではない。

「この二人の議論から、何がみえてくるだろうか。それは、フランクファートは充分主義を、パーフィットは優先主義をそれぞれ平等主義より説得的な分配理念として提出し、その理念に基づいて平等（主義）の意味や価値を改めて問うという、まさに『正義論』以前の分析的平等論が抱えた課題に取り組んだという事実である」（本書36頁）と井上は論じる。しかし上に論じたように、両者が問い直したのはあくまで平等な分配の価値である。それに対し、井上が「『正義論』以前の分析的平等論が抱えた課題」と指摘し、ロールズ『正義論』に欠けていると批判したのは、平等な取り扱いの価値だったはずである。ここにはねじれがある。

果たして井上は、平等な分配を根拠付けたいのだろうか。それとも、人々の平等な取り扱いというより根本的な平等を根拠付けたいのだろうか。主題をめぐるこのねじれは、本書全体を通じて存在し続ける。序章および第1章を読む限り（上に示した問題はあれ）、後者の問いが焦点とされているように思われる。そして第2章では、ドゥオーキンの議論において「平等な尊重と配慮」の正当化が不十分なことが指摘されるのであり、後者の問いが扱われている。しかし、第3章は平等主義的な分配に対する配慮を主張する左派リパタリアニズムが実際には十分に平等主義的でないことを指摘するものであり、議論は前者の問いに関わるものとなっている。

そして、第4章において提起される「宇宙的価値としての平等」が基礎付けるのは、平等な分配であって、人々の平等な取り扱いではない。それは現実的な制約あるいは他の規範的価値によって

肯定される反平等主義をキャンセルする根拠を与えるものであり、平等な分配を肯定する基礎となる価値である。したがって宇宙的価値としての平等は、ロールズやドゥオーキンに欠けていると井上が第1・2章で批判した、究極的価値としての平等の正当化には基本的に関わりのないものと思われる。もちろん、論点が複数あることに直接の問題があるわけではないが、本書の論理的一貫性は、以上の理由によっていささか掴みづらいものになっていると評者は考える。

#### 4. 疑問2：自ら立てた問いに答えているか

宇宙的価値としての平等については、さらに検討すべき点がある。宇宙的価値としての平等は「なぜ平等（な分配）なのか」という問いに対する、明確な解答になっているだろうか。

宇宙的価値として平等が位置付けられるという主張が、事実命題であると考えてみよう。さらに二つの可能性が考えられる。第一に、宇宙的価値としての平等が実在しているという（形而上学的な）主張がありうる。第二には、現実の人々は平等を宇宙的価値とみなしている、という実証的主張でもありうるだろう。いずれにせよ、もしそれが論証されれば、なぜ平等（な分配）なのかに回答しうる根拠が提出されたことになるかもしれない。しかしながら、本書では宇宙的価値の実在性も現実性も論証されていない<sup>5)</sup>。

だとすれば、当の主張は規範命題であると考えらるべきだろうか。この場合には、なぜ平等な分配なのかという問いに回答しうるだけの規範的説得力を有しているかどうかが問題となる。しかしながら、宇宙的価値だという主張はあらゆる価値に適用可能であるから（たとえば「宇宙的価値としての自己所有権」）、宇宙的という性質は規範的説得力に関係を持たない（それは複数の規範的主張の間に優越を付けることができない）。井上はある価値が宇宙的であることによってなぜ規範的説得力を有するのかを論証していない<sup>6)</sup>。

ここに第三の可能性がある。井上の主張を、もし一貫した平等主義的正義論がありうるとしたら、すなわち反平等主義的な含意を直観に合致する仕方では排除する正義論がありうるとしたら、そ

の正義論においては平等主義が宇宙的価値として定置されていることになる、という、議論の首尾一貫性に関する主張として解釈する可能性である。このように解釈するならば、当の主張はまったく正しいし、またテムキンおよびベアションの主張の批判的検討から導出される主張として妥当なものであると評者は考える。そしてこの主張は、平等主義的正義論のあるべき価値構造を明確化した点において、非常に重要な貢献であると言えるものだろう。

しかしながら、この解釈でも、なぜ平等な分配なのかという問いには答えていない。首尾一貫性としての主張は、平等主義的正義論が受け入れられていることを前提として価値の性質を論じるものであり、平等主義的正義論を受け入れる理由を提示するものではないからである。「宇宙的価値としての平等を核とする平等主義的正義論が、「なぜ平等なのか」の問いに回答しうる規範的根拠を提出するものであることは、説明するまでもないだろう」と井上は論じるが（本書149頁）、これは説明する必要があったのではないだろうか。

### 5. 平等は正当化すべきものか

「なぜ平等なのか」を平等な取り扱いのレベルにおいて考える、という井上の本来の問題設定に検討を戻せば、評者は井上のテムキン批判に興味深い点を見ることができると考える。平等原理を擁護しつつも「平等は、複数の正義原理のなかでの一原理を構成する価値にすぎない」（本書135頁）とするテムキンを、井上は「アドホックな多元主義」に陥りうるものだと批判する。「そもそも多元主義を本格的に打ち出すには、平等以外の価値があることを示す試み、もしくはそれ（ら）を原理的に正当化する試みが不可欠」であり、それを欠いている限り「当の平等論にいくら反論や反例を投げかけようとも、多元主義を盾に言い逃れが可能となってしまう」（本書140頁）と井上は述べる。

評者はこれに同意する。しかし考えてみれば、なぜ、ある政治（哲学）的立場を打ち出す際には、反論や反例に答える必要があるのだろうか？ 自分の意見が正しいことはもうわかっているのだから、

丁寧の説明する必要もないし、反論に答える必要もないと、どこかの国の首相であれば言うかもしれない。

しかしもちろん、そんな主張は通らない。われわれは、自らの政治（哲学）的立場を、他人に説得的な形で提示することを求められており、そして説得的であるためには反論に対して真摯に応答しなければならない、と考えている。ではその理由は何かと改めて問われれば、評者の考える限り、それは政治（哲学）というものが、われわれの協働のあり方を規定するものだからである。だからこそ、そこに関わる（原則として）すべての人に対して応答可能性に開かれていなければならない。

そして、もしすべての人に対して説明し、すべての人からの反論を受ける用意がなければならぬとするならば、当然、主張内容はすべての人に対して、何らかの形で等しい取り扱いをなすものでなければならない。そうでなければ、等しい取り扱いをされなかった人物からの反論を理に適った形で拒否できないからである。この意味で、政治哲学が開かれた説得可能性を要求することそのものが、人々の平等な取り扱いを含意する。センヤキムリッカが平等を現代の政治哲学の共通の究極的価値だと論じたことの意味は、評者の考える限りこれである。逆に言えば、平等な取り扱いにさえ価値をおかない、たとえば権力者の恣意的な運用を許すような政治（哲学）的立場は、そもそも規範理論として成立しない。他者に対して理由を提示して正当化するという、政治哲学を論じる上での最低限のルールを満たさないからである<sup>(7)</sup>。

この意味で、人々の平等な取り扱いという意味での平等の価値は、あえて積極的に正当化する必要はなく、むしろ正当化することの不可能なものである。他者に開かれた正当化という営みが平等な取り扱いを前提しているのであれば、平等の価値を正当化する試みには終わりが無い（正当化における平等の正当化における平等の正当化……）。この意味で、なぜ平等かを基底的なレベルで規範的に基礎付けるという試みは、問いの立て方にはじめから無理があったのではないかと評者は考える。ただしこのことは井上にとって不都

合な結論ではない。究極的なレベルでの平等はすでに十分に正当なものとして受け入れうるものであった、ということになるだけだからである。

さらには本評の一連の批判も、あくまで井上の問題設定と結論との一貫性に危うさがあるというものであって、井上自身の正義論が破綻していることを意味するものではまったくない。平等を宇宙的価値としておき、合理的能力に依拠した責任構想をその下におく、井上の新たな平等主義的正義論は、平等な分配を擁護する首尾一貫した正義論として、幅広い検討と参照に値する理論であると、評者は考えている。

## 注

- (1) Rawls, J. [1971]1999. *A Theory of Justice*, revised edition, Cambridge, MA: Harvard University Press. 川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論改訳版』紀伊國屋書店2010:p. 19, 邦訳二七頁。ただしここでの訳文は井上のものを引いた(本書26頁)。
- (2) Sen, A. 2009. *The Idea of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press. 池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店2011:p. 53, 邦訳101頁。
- (3) Sen A. 1992. *Inequality reexamined*, Cambridge, MA: Harvard University Press. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店1999:p. 3, 邦訳4頁。
- (4) Kymlicka, W. 2002. *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Second edition, Oxford: Oxford University Press. 千葉眞・岡崎晴輝(訳)『新版 現代政治理論』日本経済評論社2005:p. 3, 邦訳6頁。なお本書において井上は、平等な分配を「平等主義」、平等な取り扱いを「平等」と使い分けているようにも読めるが、厳密に使い分けられてはいない。
- (5) そもそも本書43頁(注6)で井上は、経験的措置は自身の求める平等の道徳的基礎の規範的根拠付けにはならないと述べている。
- (6) ただし、別の書評に対するリプライの中で井上は「われわれが実際に抱く動機と必ずや結びつくものでなければ、その価値の道徳的身分は疑わしいとなぜ言えるのかは不分明である」と

し、宇宙的価値の道徳的身分を外在主義的に(動機付けと独立のものとして)位置付けている(井上彰. 2018. 「リプライ：『正義・平等・責任』(岩波書店、2017年)の補遺も兼ねて」*相関社会科学*27号:96頁)。しかし仮に宇宙的価値としての平等に動機付けの力がなかったならば、(その価値が破綻することはないが)やはり井上のプロジェクト(「なぜ平等か」という明らかに実践的なコミットメントの問題を含む問いに答えること)は失敗するように思われる。

- (7) 「仮に政府による平等な顧慮を受ける権限を保持していない人々もいると主張する理論が現れたとしたならば、さらにまた、他の人々ほどには重要ではない人々もいると主張する理論が出てきたとしたならば、現代世界のほとんどの人は、そうした理論をただちに拒否するに違いない。ドゥオーキンの提案は、各人が同等に重要であるという理念こそ、すべての説得力のある政治理論の核心であるということにほかならない」(前掲Kymlicka 2002:p. 4, 邦訳6-7頁)。ここに見られるように、ドゥオーキン=キムリックカの平等基底論は、政治理論が説得力のあるもの(plausible)であるためには、何らかの形で平等な取り扱いを主張する必要があるという議論である。なぜかと言えば、われわれは同じ社会を形成するすべての人々に対してそれを正当化しなければならないからである。私見の限りセンも同様の立場である(前掲Sen 1992: pp. 3-4, 邦訳5頁)。